第4章 健康安全の確保

第1 感染症予防

平常時の感染症発生動向調査、感染症発生時の防疫措置、各種予防接種等を実施し、感染症の予防に努めている。

1 防疫・給付

(1) 感染症発生状況

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に基づき、区内医療機関等からの感染症の届出に対し、感染症の発生情報を正確に把握・分析し、感染症患者に対し、入院勧告・患者の移送・消毒等の必要な措置を講じ、更に患者家族及び関係者に対し検査や保健指導を実施し、感染症のまん延防止に努めている。

感染症の発生状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	一類感染症	-	-	-	-	-
=	急性灰白髄炎(ポリオ)	-	-	-	-	-
V	結核	48	39	32	31	32
類	ジフテリア	1	-	-	-	_
感	重症急性呼吸器症候群	-	-	-	-	_
染	中東呼吸器症候群	-	-	-	-	-
*	鳥インフルエンザ (H5N1)	-	-	-	_	-
症	鳥インフルエンザ(H7N9)	=	-	-	-	-
	合 計	48	39	32	31	32
三	コレラ	-	-	_	-	_
類	細菌性赤痢	-	-	_	1 (-)	1 (1)
感	腸管出血性大腸菌感染症	5(3)	9 (6)	5(3)	13(7)	16 (9)
染	腸チフス	1	1		1	2 (-)
症	パラチフス	_	_	_	_	1 (-)
	合 計	5(3)	9 (6)	5(3)	14(7)	20 (10)
,	新型コロナウイルス感染症	4,646(1,883)	22, 185 (17, 028)	38, 700 (31, 012) 14, 950	859	

- (注) ア. 一類感染症は、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱の疾病である。
 - イ. 重症急性呼吸器症候群とは、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。
 - ウ. 中東呼吸器症候群とは、病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。
 - エ. 結核の数字は、全数区民である。
 - オ. 結核以外の表中の数字は、医療機関から届出があった患者の総数である。また、表中()内の数字は、居住実態のある区民である。ただし、令和4年度の新型コロナウイルス感染症の数字上段は、全数届出の見直し前の令和4年9月25日までの数字で、下段は令和4年9月26日以降に区内医療機関が診断し、区に報告された新規感染者数である。令和5年度の新型コロナウイルス感染症の数字は、令和5年5月8日以降、感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に移行したため、5月7日までに区内医療機関が診断し、区に報告された新規感染者数である。
 - カ. 令和元年度の新型コロナウイルス感染症の数字は、チャーター機帰国者及びクルーズ船乗船客等を除く全数区民である。

(2) 新型コロナウイルス感染症検査センター実績(令和5年5月事業終了)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
帰国者・接触者外来	1, 747	2, 323	79	-
第一 PCR 検査センター	1, 761	2, 326	419	
第二 PCR 検査センター	90	7	-	1
第三 PCR 検査センター	283	189	-	1
第四 PCR 検査センター	77	3	-	
地域外来・検査センター	78	5	-	1
文京保健所 PCR 検査センター	906	1, 988	1,037	1
合 計	4, 942	6, 841	1,535	-

- (注) ア. 帰国者・接触者外来については国立科学研究センター、東京都健康安全研究センター、区内クリニック等による。
 - イ.保険診療による検査を原則含まない。
 - ウ. 令和2年度の帰国者・接触者外来の実績数を1,750件から1,747件に修正。

(3) 新型コロナウイルス感染症移送件数(令和5年5月事業終了)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
陽性者の移送件数	726	1, 054	1,003	26

⁽注) ア. 保健所車両及び民間救急にて移送した件数

(4) 新型コロナウイルス感染症相談件数 (令和5年5月事業終了)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
帰国者・接触者相談	6, 537	4, 270	4, 332	99
一般相談	3, 411	3,000	1, 924	651

(5) 新型コロナウイルス感染症患者給付件数(令和5年5月事業終了)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
社保	743	863	1, 449	224
国保	317	411	748	135
後期高齢	307	314	1, 393	299

⁽注) 勧告により入院した患者からの申請に基づき、区が公費負担をした件数

(6) 感染症予防啓発事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
を マンキュン 台外でマサーを 巻 (人工日)	-	315 (6月)	661 (6月)	604 (6月)	415 (5月)
知っておきたい感染症予防豆知識(企画展)	375(12月)	502(12月)	635(12月)	620(12月)	668(12月)
出前講座	1	1	5	2	_

⁽注) ア. 企画展については、虫媒介感染症や動物由来感染症の予防啓発を目的に開催。

令和2年6月開催は緊急事態宣言中のためホームページにて資料紹介のみ実施。

2 協議会・検討会

(1) 感染症診查協議会(感染症部会)

感染症法は、感染症患者の人権に配慮した各般の規程を設けるとともに、感染症診査協議会の 設置を規定した。感染症診査協議会は、区内で発生した一類又は二類感染症等のまん延を防止す るための就業制限、入院期間の延長について保健所長の諮問に応じて審議する。なお、感染症法 第44条の9により準用される指定感染症についても同様に審議する。

(2) 新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議

新型インフルエンザ等感染症発生時のまん延防止対策及び医療体制等を協議するとともに、関係機関間の連携体制を構築するために、文京区新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議を開催する。

委員:各医師会、各歯科医師会、薬剤師会、区内感染症診療協力医療機関、区内感染症入院医療機関、区内救急医療機関、警察署、消防署及び保健所長

令和6年度は、新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議を1回実施した。

(3) 感染症連絡会

感染症の対応における諸課題解決の一助となることを目的として、感染防止対策の基幹的な役割を果たす医療機関及び医師会と連携し、感染症対策に関する区の施策への助言及び医療機関間における感染症対策の情報共有により、地域全体の感染症対応力及び健康危機管理体制を強化するために、感染症連絡会を開催する。

委員:各医師会、感染防止対策の基幹的な役割を果たす医療機関及び保健所長 令和6年度は、感染症連絡会を2回実施した。

イ. 宿泊療養については都の専用車両によるため、本件数には含まない。

¹²月はエイズ展との同時開催。(令和2年度開始)

イ. 令和5年度の出前講座については区内地域介護支援専門員、放課後等デイサービス職員向けに実施。

3 予防接種

予防接種には、予防接種法により対象疾病、対象者及び接種期間が定められている「定期接種」と、予防接種法に定めておらず、本人等の希望により受ける「任意予防接種」があり、区内医師会等への予防接種委託にて実施している。

(1) 定期予防接種

ア 子ども

予防接種実施件数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	接種率(%)
	第1回	1, 885	1,860	1,777	1, 771	1, 734	97.
B型肝炎	第2回	1, 900	1,819	1,762	1,796	1, 735	97.
	第3回	1, 907	1, 780	1,699	1,732	1, 664	93.
ロタウイルス(1 価)	第1回	578	1, 377	1, 332	1,310	1, 358	76.
ロ / ブー/ / (1 III/	第2回	494	1, 328	1,312	1, 322	1, 353	76.
	第1回	212	478	446	456	348	19.
ロタウイルス(5 価)	第2回	184	487	442	467	364	20.
	第3回	153	470	441	471	357	20.
	第1回	1, 914	1,877	1, 795	1,775	13	0.
Hib	第2回	1, 934	1,832	1,780	1,801	139	7.
(インフルエンザ菌 b 型)	第3回	1, 961	1,840	1,769	1, 798	277	15
	追 加	2, 026	1, 897	1,717	1,691	1, 385	77
	第1回	1, 891	1,874	1, 791	1,775	1, 742	97
心阻用時次改革	第2回	1, 893	1, 837	1,778	1,801	1, 749	98.
小児用肺炎球菌	第3回	1, 906	1, 841	1,757	1,800	1, 706	95
	追 加	1, 980	1, 885	1,717	1, 683	1, 780	99
	第1回	_	1	_	_	_	
D D の (一体) A 人)	第2回	_	1	_	-	-	
DPT(三種混合)	第3回	_	1	_	-	-	
	追加	_	-	1	_	_	
	第1回	1, 911	1, 835	1,773	1, 930	13	0
DPT-IPV	第2回	1, 929	1, 831	1, 767	1, 950	144	8
(四種混合)	第3回	1, 938	1, 815	1, 763	1, 965	292	16
	追加	2, 131	1, 868	1,742	1,713	1,679	94
	第1回	2, 101	1,000	1, 112	1,110	1, 727	96
DPT-IPV-Hib	第2回					1, 613	90
(五種混合)	第3回					1, 437	80
(11111111111111111111111111111111111111	追加					337	18
DT(二種混合)	第2期	1, 283	1, 283	1,272	1,350	1, 597	76
(— Шива)	第1回	- 1, 200	1, 200	-	-	1,001	0
急性灰白髄炎	第2回	_	1	_	_		
(ポリオ)	第3回	_	1	_	_	_	
(4) / 4 /	追加		8	7	6	8	C
ВСС		1,698	1,698	1,742	1,794	1, 705	95
	第1期	1, 990	1, 900	1, 742	1, 794	1, 705	97
MR(麻しん・風しん)	第2期				, ,		
	第1回	1, 959 1, 952	1, 967	2, 086 1, 720	1, 887 1, 754	1, 912 1, 694	93 97
水痘 (みずぼうそう)	第2回		1, 892			1, 729	99
	第1回	2, 057	1,822	1,698	1,634		
日本脳炎第1期	第2回	2, 763	1, 831	1,833	2, 283	2, 200 2, 165	118
日本版火第 1 朔		2, 903	1, 836	1,815	2, 172		116
 日本脳炎第 2 期	追 加	2, 938	1, 138	2, 891	1, 995	2, 035	105
日平脳火界 4 州	佐 1 🖂	996	996	2, 187	2,033	2, 163	98
こトパピローマウイルス感染症	第1回	289	404	412	1,031	941	101
(HPVワクチン)【定期】	第2回	174	419	431	656	767	82
	第3回	90	348	329	379	230	24
ヒトパピローマウイルス感染症	第1回			614	1, 154	2, 380	20
HPVワクチン)【キャッチアップ】	第2回			507	991	2, 129	18
	第3回			286	900	1,872	16

(注1) 対象年齢は次のとおり

B型肝炎・・・・・・生後1歳に至るまでの間にある者

ロタウイルス:ロタリックス (1 価)・・・生後 6 週 0 日後~24 週 0 日後までの間にあるもの

ロタウイルス:ロタテック (5 価)・・・生後 6 週 0 日後~32 週 0 日後までの間にあるもの

Hib・・・・・・生後2か月~60か月に至るまでの間にある者(令和6年度からは五種混合として接種)

小児用肺炎球菌・・・・生後2か月~60か月に至るまでの間にある者

DPT、急性灰白髄炎、DPT-IPV、DPT-IPV-Hib···生後2か月~90か月に至るまでの間にある者

D T・・・・・・・11 歳~13 歳未満 BCG・・・・・・・生後 1 歳に至るまでの間にある者

MR第1期・・・・・生後12か月~24か月に至るまでの間にある者 MR第2期・・・・・・5歳以上7歳未満の小学校就学前の1年間 水痘・・・・・・・・生後 12 か月~36 か月に至るまでの間にある者 日本脳炎第1期・・・・生後6か月~90か月に至るまでの間にある者

※平成19年4月2日~平成21年10月1日生まれの者は、9歳~13歳未満も対象

日本脳炎第2期・・・・9歳~13歳未満

※平成7年4月2日~平成19年4月1日生まれの者は、第1期及び第2期について

20 歳未満まで対象

ヒトパピローマウイルス感染症・・・・・小学6年生~高校1年生に相当する年齢の女子【定期】

平成9年度生まれ~平成19年度生まれまでの女性【キャッチアップ】

(注2) 定期予防接種制度の変遷

平成 28 年 10 月 B型肝炎が定期接種化/令和 2 年 10 月 1 日 ロタウイルスが定期接種化/令和 4 年 4 月 1 日 ヒトパピローマウイルス感染症 (H PVワクチン)のキャッチアップ接種が開始/令和6年4月1日 五種混合が定期接種化

(注3) 令和6年度のHibの実施件数減は、令和6年度から五種混合で接種可能となったことによる。

イ 成人

・風しん第5期定期予防接種 (平成31年2月より定期接種化)

対象年齢・・・昭和37年4月2日~昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

	助成回数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検査者数	1	1,045	987	957	539	722
接種者数	1	204	219	166	95	77

ウ 高齢者

・高齢者インフルエンザ予防接種

対象年齢・・・65歳以上

	令和2年度	会和3年度	令和 4 年度	会和 5 年度	会和6年度
	7144年度	市和3十度	7144 十尺	77413 午及	7110年度
接種者数	25, 270	24, 159	27, 795	27, 170	26, 392
対象者数	44, 017	44, 206	44, 401	43, 633	44, 508

(期間:各年度10月1日~1月31日) **

高齢者用肺炎球菌予防接種

対象年齢・・・65歳(平成26~令和5年度の経過措置65・70・75・80・85・90・95・100歳)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
接種者数	1, 318	1, 447	1,603	1,820	471

・新型コロナウイルス感染症予防接種

対象年齢・・・65 歳以上

	令和6年度
接種者数	16, 522
対象者数	45, 054

(期間:10月1日~3月31日) **

※令和6年度は自己負担なし

(2) 任意予防接種

ア 子ども

平成22年度より任意予防接種の費用助成を実施している。

予防接種実施件数

	助成額	助成	令和	令和	令和	令和	令和
		回数	2 年度	3年度	4 年度	5 年度	6 年度
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)※	3,000	2	2, 170	1, 910	2,080	2,042	3, 159
MR(麻しん・風しん)接種もれ	全額	1	61	33	42	47	47
子どもインフルエンザ※	2,000	(注)	31, 957	26, 149	25, 303	25, 616	26, 703
男子HPV※	全額	3					419

※流行性耳下腺炎・・・・・・・・・・・ 令和5年度まで助成回数1回

※子どもインフルエンザ・・・・・・・・令和元年10月事業開始(実施期間:10月1日~1月31日)

令和5年度は自己負担なし

※男子HPV・・・・・・・・・・・・・・ 令和6年4月事業開始

[※]令和3年度は自己負担2,500円、令和2・4・5・6年度は自己負担なし

(注)対象年齢(期間)は次のとおり

流行性耳下腺炎・・・・・・・・生後 12 か月~小学校就学前

MR1 期接種もれ・・・・・・・・生後 24 か月~MR2 期接種期間初日の前日まで

MR2期接種もれ・・・・・・・・・・・・・・MR2期接種期間最終日の翌日~小学生でMR2期定期予防接種もれの者

MR2 回目接種もれ・・・・・・・中学生以上 20 歳未満で MR2・3・4 期定期予防接種もれの者

子どもインフルエンザ・・・・・・生後6か月以上13歳未満 接種回数:2回/年度

13歳以上中学3年生まで 接種回数:1回/年度

男子HPV・・・・・・・・・・・・小学6年生から高校1年生相当

イ 成人

・ 先天性風しん症候群対策 抗体検査・予防接種

対象者:接種日に20歳以上で、次のいずれかに該当の者

- ①妊娠を予定又は希望している女性
- ②妊娠を予定又は希望している女性と同居の者
- ③妊婦と同居の者

	助成額	助成回数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
検査者数	全額	1	858	770	721	992	760
接種者数(MR・風しん)	全額	1	443	454	444	563	480

・成人男性風しん対策 抗体検査・予防接種

(令和元年6月事業開始、令和3年3月事業終了)

対象者:30歳以上60歳未満の男性で、風しん第5期定期予防接種の対象者(昭和37年4月2日~昭和54年4月1日までの間に生まれた者)を除く。

	助成額	助成回数	令和2年度
検査者数	全額	1	1,065
接種者数(MR)	全額	1	188

・0歳児麻しん対策 抗体検査・予防接種(令和元年10月事業開始)

対象者:20歳以上の方で0歳児と同居の者

	助成額	助成回数	令和	令和	令和	令和	令和
	功以領	奶瓜凹奴	2 年度	3 年度	4年度	5 年度	6 年度
検査者数	全額	1	177	143	141	416	186
接種者数(MR・麻しん)	全額	1	90	91	95	227	164

ウ 高齢者

· 高齢者用肺炎球菌

対象者:66 歳以上(助成は生涯1回、定期接種対象者及び定期接種を受けたことがある者は除く。)

	助成回数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
高齢者用肺炎球菌	1	183	58	99	121	224

※令和5年度までは75歳以上が対象者

· 带状疱疹(令和元年 10 月事業開始)

対象者:50歳以上(令和4年度までは65歳以上)

助成額: 生ワクチン 5,000 円 (1回接種)、不活化ワクチン 1回ごと 10,000 円 (2回接種)

	垃 括同粉	令和	令和	令和	令和	令和
	接種回数 2 年度		3 年度	4年度	5 年度	6 年度
帯状疱疹(生ワクチン)	1回目	186	572	791	425	155
帯状疱疹(不活化ワクチン)	1回目				4, 476	1,860
市小地湾(小百七ソクラマ)	2 回目				3, 901	2,077

※令和4年度までは帯状疱疹(生ワクチン)のみ対象

(3) 予防接種健康被害救済制度

認定件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
医療費・医療手当	-	-	1	7	5
死亡一時金	-	-	_	_	1

4 エイズ (後天性免疫不全症候群) 予防

(1) 検査及び相談

「文京区AIDS対策委員会」を設置し、「保健所AIDS相談・検査業務実施要領」・「AIDS相談マニュアル」を定め、保健サービスセンターで電話・来所相談・抗体検査を実施している。また、HIV抗体検査受診者に対して希望に応じ梅毒、性器クラミジア感染症、淋菌の3疾病の匿名・無料のスクリーニング検査を実施している。なお、梅毒だけの検査については、健康相談(有料)でも実施している。

電話相談・来所相談・抗体検査数

	>1 4/> 11 · 10 ·								
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	電話相談	来所相談	抗体検査
	総数	530	548	634	770	557	5	296	256
合計	男	348	350	407	544	440	3	234	203
台町	女	182	198	227	226	116	1	62	53
	不明	-	-	-	-	1	1	-	_
	総数	-	-	-	-	1	1	-	-
予防	男	-	1	-	-	-	-	-	-
対策課	女	-	-	-	-	-	_	-	-
	不明	-	1	-	-	1	1	-	-
	総数	530	548	634	770	556	4	296	256
保健SC	男	348	350	407	544	440	3	234	203
休使らし	女	182	198	227	226	116	1	62	53
	不明	_	_	_	_	-	-	-	_

[※]新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年5・6月、令和4年2~4月の事業(抗体検査)中止。

梅毒・性器クラミジア感染症検査数

梅毒

ĺ		区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	男	女
	保健SC	検査者数	164	176	211	239	220	175	45
		陽性者数	3	3	Ī	-	8	8	_

性器クラミジア感染症

	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	男	女
保健SC	検査者数	155	158	194	233	206	163	43
	陽性者数	8	12	12	9	4	2	2

淋菌

	区分	令和6年度	男	女
保健SC	検査者数	52	41	11
	陽性者数	-	-	-

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年5・6月、令和4年2~4月の事業中止。 ※淋菌のみ、令和6年度は6月・12月に検査実施。

(2) 健康教育

エイズ予防のため、毎年エイズ予防月間に合わせてレッドリボン展を開催し、啓発活動を行っている。

また、区内小中学校・都立高校からの要望に応じて、生徒、養護教諭、保護者等に対してエイズ予防に係る出前講座を実施している。

レッドリボン展

	テーマ	参加者数
令和2年度	知ってる!?HIV とエイズの違い	375
令和3年度	レッドリボン 30 周年~Think Together Again~	502
令和4年度	このまちで暮らしている。私もあなたも。12月1日は世界エイズデー	635
令和5年度	あなたが変わればエイズのイメージが変わる。 UPDATE HIV!	620
令和6年度	U=U 知ることから、もう一度。12月1日は世界エイズデー	668

出前講座

	対象	回数	参加者数
令和2年度			
令和3年度			
令和4年度	学校保健関係者	1	100
令和5年度	-	-	-
令和6年度	-	-	-

[※]新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2・3年度の講座休止。

5 文京区感染症予防計画

令和6年4月1日施行の改正感染症法の規定により、国が定める「基本指針」及び、各都道府県によって策定された感染症予防計画に基づき、保健所設置区市において、感染症予防計画の策定が義務付けられたことから、令和6年3月に「文京区感染症予防計画」を策定した。

計画に基づき、令和7年3月には感染症有事体制に構成される保健所職員や IHEAT 要員などを対象にした人材育成及び、医師会等の感染症対応力の向上を目的とした講演会を実施した。

第2 結核予防

結核健康診断をはじめ、予防接種、治療の促進、患者管理など4つの柱を立てて結核の予防と早期発見、早期治療を促進し、結核の撲滅に努めている。

1 結核健康診断・予防接種

結核が感染症であることから、その予防と早期発見は極めて重要な課題となっている。 この対策として定期結核健康診断及び予防接種のほか、定期外その他の健康診断を保健サービス センター及び委託医療機関で実施している。

結核健康診断·予防接種実施件数

和核健康的例。了例	女俚大旭 什奴	定	. 期	定其		その	の他
		乳 児	(住民健診等)	患者家族健診	接触者健診	管理検診	健康相談
令和2年度	B C G 接 種 者 数 直 接 撮 影 者 数 か く た ん 検 査 数 I G R A 検 査 数 ツ 反 検 査 数	1, 939 - - -	- 16, 020 - -	- 19 - 23 6	- 32 - 90	- 24 - -	- 83 - -
	発 見 患 者 数	-	-	_	-	-	_
令和3年度	B C G 接 種 者 数 直 接 撮 影 者 数 か く た ん 検 査 数 I G R A 検 査 数 ツ 反 検 査 数 発 見 患 者 数	1, 698 - - - -	21, 192 - - - -	30 1 17 -	63 1 41 -	5 1 - -	42 - - - -
令和4年度	B C G 接 種 者 数 直 接 撮 影 者 数 か く た ん 検 査 数 I G R A 検 査 数 ツ 反 検 査 数 発 見 患 者 数	1,742 - - - -	21, 089 - - -	- 40 1 27 -	- 80 2 270 -	- 4 - - -	93 - - - -
令和 5 年度	B C G 接 種 者 数 直 接 撮 影 者 数 か く た ん 検 査 数 I G R A 検 査 数 ツ 反 検 査 数 発 見 患 者 数	1, 794 - - - -	21, 094 - - -	- 39 - 43 - -	- 401 1 414 -	- 2 - - -	- 84 - - -
令和6年度	B C G 接 種 者 数 直 接 撮 影 者 数 か く た ん 検 査 数 I G R A 検 査 数 ツ 反 検 査 数 発 見 患 者 数	1,705 - - - -	- 21, 634 - - -	- 27 - 9 1	- 412 - 517 1	- 5 - - -	90 - - -

		定	期	定其	引外	その)他
		乳児	(住民健診等)	患者家族健診	接触者健診	管理検診	健康相談
	BCG接種者数	1, 705	_	_	_	_	-
	直接撮影者数	_	_	_	1	5	_
予防対策課	かくたん検査数	-	-	-	-	-	-
1/例对承珠	I G R A 検 査 数	-	-	-	-	-	-
	ツ 反 検 査 数	_	_	_	_	_	_
	発 見 患 者 数	_	_	_	_	_	-
保健サービスセンター	直接撮影者数	_	_	_	_	_	90
保険リーにスピングー	発 見 患 者 数	-	1	1	1	1	ı
	直接撮影者数	1	21, 634	27	411	1	j
	かくたん検査数	_	_	-	-	_	_
医療機関委託	I G R A 検 査 数	-	_	9	517	_	-
	ツ 反 検 査 数	_	_	1	1	_	_
	発 見 患 者 数	_	_	-	1	_	_

(注)表の対象の説明

乳児…1 歳未満の児、その他…一般住民(事業所及び学校、施設等集団施設の者を除く)、患者家族…患者の家族及び同居者、接触者…結核を感染させる可能性がある患者と同じ空間を共有していた者、管理検診…結核医療の必要がないと認められてから 2 年以内の者、その他、再発のおそれがある者、健康相談…保健サービスセンターの一般利用者。発見患者数には潜在性結核感染症は含まない。

2 感染症診査協議会(結核部会)

結核は通常長期の治療を要する感染症で、その治療の負担を軽減するため医療費の公費負担を行い、患者が治療を継続できるような制度を設けている。

この公費負担については、申請に基づきその医療内容の適、不適につき、結核部会の意見を聞いて保健所長が決定することになっている。

なお、この申請は感染症法第 37 条の 2 による一般患者のものと、同法第 37 条による入院患者のものとの 2 種類がある。

		_		令和 2年度		令和 3年度	令和 4年		令 ⁵ 5年		令和 6年度	被用和	皆保険	国保	後期	生保	その他
				総数	C \$	総数	総	数	総	数	総数	本人	家族				
0 = 47	申	請	数	6	7	56		43		39	42	11	2	14	15	-	_
37条 の2	合	格	数	6	7	56		43		39	42	11	2	14	15	-	_
0,72	公費	負担承	《認数	6	7	56		43		39	42	11	2	14	15	-	_
	申	請	数	3	4	17		21		21	7	2	-	5	_	-	-
37条	合	格	数	3	4	17		21		21	7	2	-	5	-	-	_
	公費	負担承	《認数	3	4	17		21		21	7	2	-	5	_	-	_

3 登録患者管理

発見された結核患者を適正な医療と正しい療養生活によって、一日も早く社会復帰ができるよう 指導するとともに、周囲への感染防止を図っている。

結核·新規登録患者数

	Жи Е.						肺糸	吉核活動	性							潜在性	非定
		総数		喀痰	炎 途抹陽		その他	の結核	菌陽性		菌陰性 その他		肺外結核活動性 計 男 女			潜在性結核感染症(別掲)	非定型抗酸菌症(別掲)
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	掲)	掏)
令和2年	22	9	13	9	4	5	5	2	3	-	-	ı	8	3	5	21	3
令和3年	22	12	10	8	6	2	8	4	4	3	2	1	3	1	3	23	2
令和4年	16	9	7	5	2	3	6	2	4	1	1	1	4	4	ı	15	-
令和5年	18	10	8	5	3	2	5	3	2	1	_	1	7	4	3	20	_
令和6年	9	8	1	3	3	-	1	1	1	2	2	-	3	2	1	20	-
0~4 歳	-	-	-	1	-	-	_	-	-	-	-	-	ı.	-	-	2	-
5~9 歳	_	_	-	_	_	-	_	-	_	-	-	_	_	-	-	1	_
10~14 歳	_	_	-	_	_	-	_	_	_	-	-	_	_	_	-	_	-
15~19 歳	_	_	-	_	_	-	_	_	_	-	-	_	_	_	-	_	-
20~29 歳	3	3	-	2	2	-	_	_	_	1	1	_	_	_	-	4	-
30~39 歳	2	2	-	1	1	-	_	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-
40~49 歳	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
50~59 歳	-	-	-	-	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-
60~69 歳	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
70 歳以上	4	3	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	3	2	1	5	-

結核 • 年末登録患者数

							肺結	i核活	動性													潜在出	非定
	र्ग	総数			登録時 液塗: 陽性		そ	登録時 の他 亥菌陽	の	Ī	登録時 菌陰性 その他	Ė		5外結 舌動性		不	活動 結核		活	動性不	≒明	潜在性結核感染症(別掲)	非定型抗酸菌症(別掲)
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	(1))
令和2年	60	30	30	6	3	3	3	1	2	-	-	-	6	3	3	37	18	19	8	5	3	29	1
令和3年	51	28	23	6	4	2	1	-	1	1	1	-	2	-	2	37	22	15	4	1	3	26	-
令和4年	55	34	21	5	1	4	4	2	2	1	-	1	-	-	-	26	18	8	19	13	6	26	-
令和5年	47	30	17	2	2	-	2	1	1	-	-	-	4	3	1	24	13	11	15	11	4	24	-
令和6年	35	24	11	3	3	1	-	-	-	2	2	-	-	-	-	16	10	6	14	9	5	27	-
0~4歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
5~9 歳	-	_	_	-	_	_	-	-	_	-	-	-	-	_	-	-	-	_	_	-	-	1	-
10~14 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15~19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20~29 歳	9	6	3	2	2	-	-	-	_	1	1	-	-	_	-	5	3	2	1	-	1	4	-
30~39 歳	7	5	2	1	1	-	-	-	-	1	1	-	_	-	-	1	-	1	4	3	1	5	-
40~49 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	_	_	-	_	-	_	_	_	-	1	-
50~59 歳	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	2	2	-	2	-
60~69 歳	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	3	-
70 歳以上	11	5	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	3	7	4	3	9	-

(各年12月31日現在)

第3 食品衛生

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民が健康で快適な食生活を過ごすために、食品関係取扱施設等への以下の事業を実施した。

- 1 食品衛生法等に基づき飲食店、食品製造施設、食品販売施設等の許認可事務を行うとともに、令和6年度文京区食品衛生監視指導計画に基づき、これらの施設の衛生状態や食品の取扱い状況について監視指導を行った。
- 2 不正な添加物使用や残留農薬等の違反食品に対応するため、関係機関と連携し流通食品の監視指導を行った。また、違反食品や不衛生な食品の製造・販売を防ぐため、区内に流通する食品の収去検査を行い、検査結果に基づいて食品関係事業者の指導を行った。
- 3 ノロウイルスをはじめとする食中毒対策として食品関係事業者のHACCPに沿った衛生管理の推進を図るため、集団給食施設等の一斉監視指導及び食品衛生実務講習会を行った。
- 4 牛肝臓及び豚肉(内臓を含む)の生食用としての提供及び販売が禁止されたことによる牛豚以外 や家禽類の食肉及び内臓の生食提供施設について監視指導を行った。また、野生動物等捕獲肉(ジ ビエ)の提供に関して取扱施設に対する監視指導を行った。
- 5 食品表示法に基づく適正表示の徹底を図るため、食品関係事業者等に情報提供を行うとともに、 各種食品製造施設、弁当調製施設等を中心に監視指導を行った。
- 6 区民・事業者・行政間の情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)事業として、令和 6 年度食品衛生監視指導計画案についてホームページ等で公表し、広く区民等の意見を募り、実施計画に反映させた。
- 7 食品等による事故発生の未然防止のため、食品衛生に係る普及啓発を実施した。
- 8 食品衛生の向上に関する自主的な活動を推進するため、文京区食品衛生推進員設置要綱に基づき 区民の食生活の安全確保に寄与する民間協力者 11 名を食品衛生推進員に委嘱し、食品衛生に関す る普及啓発等の事業を行った。
 - (注) HACCP: 食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因 (ハザード) を把握した上で、原材料の入荷から製品の 出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性 を確保しようとする衛生管理の手法

1 営業施設と監視指導

本区は、学校関係施設、大学病院、給食施設を含む約6,450の食品関係施設がある。

地域的特徴として、後楽地区には東京ドームを中心としたレジャー施設に関する食品関係施設があり、湯島地区に飲食街がある。

令和6年度に食品衛生法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正後の食品衛生法(以下「新法」とする)に基づき、営業許可を取得、または営業届出を提出した営業施設の合計件数は1,043件、また食品衛生法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の食品衛生法(以下「旧法」とする)の営業施設、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の営業施設を含め総監視件数は4,590件であった。

(1) 食品衛生関係施設数と監視指導件数

			<u></u> 許可・届出件数			
	施設数	総数	新規	更新	廃業件数	監視指導件数
令和2年度	8, 577	1, 327	668	659	665	5, 704
令和3年度	6, 291	3, 109	2, 982	127	5, 271	3, 389
令和4年度	6, 344	1,625	1,624	1	1,571	4, 227
令和5年度	6, 313	1, 147	1, 147	_	1, 178	5, 047
令和6年度	6, 450	1,043	1,043		906	4, 587
旧法に基づく許可・届出業種	1,657	,			601	645
(1) 旧法に基づく許可業種	1,657				601	645
飲食店営業	1, 280	\			462	510
旅館・ホテル	11				3	5
バー・キャバレー	17				7	1
一般飲食店	1,001				369	299
民生食堂	_				_	_
すし屋	25				5	9
そば屋	27				15	11
仕出し屋	8				7	16
弁当屋	45				23	32
そう菜屋	22	\			5	9
コンビニエンスストア等	_				1	_
移動	1	\			2	-
臨時	1				1	-
許可ある集団給食	89				16	128
自動車	11	\			6	-
自動販売機	22		\		2	-
喫茶店営業	102				32	5
店舗	31		\		9	5
自動販売機	71		\		23	-
自動車	_		\		_	_
菓子製造業	169		\		71	71
パン製造業	34		\		9	11
生菓子製造業	36		\		24	35
その他の菓子製造業	97		\		38	25
移動	-		\		-	
臨時	1		\		-	_
自動車	1		\		_	_
あん類製造業	1		\		-	_
アイスクリーム類製造業	16		\		9	10
乳類販売業	_		/	1	-	
食肉処理業	4				1	5
食肉販売業	28				4	18
食肉製品製造業	2				1	
魚介類販売業	22				3	15
魚肉ねり製品製造業	_				_	-
食品の冷凍・冷蔵業	7			\	4	-
氷雪販売業 	-			\	_	_
みそ製造業	1			\	-	
豆腐製造業	_			\	1	
酒類製造業	1				-	
乳製品製造業	-			\	2	3
めん類製造業	6			\	1	4
そう菜製造業	18			\	10	4
添加物製造業					-	

		施設数		許可・届出件数	, (廃業件数	監視指導件数
		旭议数	総数	新規	更新	廃未 什数	血况归等什刻
(2)	食品衛生法施行細則第17条に規定する営業 (再掲)	2	ı	ı		1	1
生食用	食肉取扱施設	2	1	_		1	1
(3)	東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業 (再掲)	20	1	1		11	51
ふぐ取	扱所	20	1	1		11	51

	+/ ∋n. */-	Ī	許可・届出件数	ά	医光/	欧祖松道伊粉
	施設数	総数	新規	更新	廃業件数	監視指導件数
新法に基づく許可・届出業種 (1)~(3)合計	4, 793	1,043	1,043	-	305	1,841
(1) 新法第55条に規定する営業	2, 787	687	687	-	127	1, 516
飲食店営業	2, 436	604	604	-	120	1,310
一般飲食店	2, 289	559	559	-	100	1, 150
集団給食	109	25	25	Ī	10	130
自動車	33	10	10	-	1	16
簡易	3	9	9	I	9	9
移動	-	-	_	-	1	-
臨時	2	1	1	-	1	5
調理機能を有する自動販売機	3	-	-	-	1	_
食肉販売業	21	3	3	Ī	1	16
魚介類販売業	23	3	3	ı	1	14
食肉処理業	11	1	1	-	-	3
菓子製造業	181	46	46	-	3	108
アイスクリーム類製造業	9	1	1	Ī	1	5
乳製品製造業	2	2	2	-	1	4
食肉製品製造業	_	-	_	-	-	ı
水産製品製造業	8	2	2	-	-	4
みそ又はしょうゆ製造業	-	_	_	-	-	-
酒類製造業	4	1	1	-	-	3
豆腐製造業	3	1	1	-	1	9
麺類製造業	7	1	1	-	1	2
そうざい製造業	60	17	17	-	_	32
複合型そうざい製造業	_	-	_	-	-	-
冷凍食品製造業	4	1	1	ı	ı	1
複合型冷凍食品製造業	-	_	-	-	_	_
漬物製造業	2	-	-	ı	ı	ı
密封包装食品製造業	7	1	1	-	_	2
食品の小分け業	5	3	3	ı	ı	3
添加物製造業	1	-	-	ı	Ī	-

		11		〒可・届出件数	Ţ		P1 1 1 1 1 2 2 4 6 1 3 1 1
		施設数	総数	新規	更新	廃業件数	監視指導件数
(2)	新法 57 条に規定する営業等	2,006	356	356		178	325
	旧法許可業種であった営業	528	55	55		36	22
	魚介類販売業(包装)	33	2	2		9	3
	食肉販売業 (包装)	40	3	3		9	5
	乳類販売業	232	3	3		16	10
	氷雪販売業	5	-	-		-	_
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	218	47	47		2	4
	販売業	1,229	267	267	\setminus	129	142
	弁当販売業	106	17	17		10	48
	野菜果物販売業	78	9	9		2	
	米穀類販売業	16	-	_		-	_
	通信販売・訪問販売	6	2	2		-	
	コンビニエンスストア	135	9	9		5	6
	百貨店、総合スーパー	45	3	3		4	4
	自動販売機による販売業 (コップ式自 動販売機 (自動洗浄・屋内設置) 及び 営業許可の対象となる自動販売機を除 く。)	96	19	19		2	1
	その他食料・飲料販売業	747	208	208		106	83
	製造・加工業	90	18	18		2	2
営業 届出	添加物製造・加工業 (法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた 添加物の製造を除く。)	-	-	-		_	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	5	-	_		-	-
	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	39	11	11		1	2
	農産保存食料品製造・加工業	-	-	-		-	_
	調味料製造・加工業	21	5	5	\	1	_
	糖類製造 ・加工業	1	-	-		-	-
	精穀・製粉業	7	-	-		-	-
	製茶業	10	1	1		-	-
	海藻製造 ・加工業	-	-	-	\	-	-
	卵選別包装業	-	-	_	\	-	-
	その他食料品製造 ・加工業	7	1	1	\	-	-
	上記以外のもの	159	16	16		11	159
	行商	15	2	2		1	_
	集団給食施設	142	14	14		10	159
	器具容器包装の製造・加工業 (合成樹脂製に限る)	1	-	_		-	_
	露店、仮設店舗等における飲食の提供うち、営業とみなされないもの	-	-	-		-	-
(0)	その他	1	-			_	
(3)	公衆衛生に与える影響が少ない営業	-	-			-	
(4)	食品衛生法施行細則第17条に規定する営業等(再掲)	3	-			_	3
	食肉取扱施設	3	- 10	- 10		_	3
(5)	東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業(再掲)	41	10	10		_	92
ふぐ取		41	10	10		_	92
(6)	学園祭(模擬店)・縁日・祭礼・イベント						1,574
(7)	町内会行事						527

(2) 食鳥処理事業許可施設数と監視指導件数

	食鳥処理場数	新規許可件数	廃業件数	監視指導件数
令和2年度	5	ı	ı	6
令和3年度	5	_	_	_
令和4年度	5	_	_	5
令和5年度	4	ı	1	3
令和6年度	4	-	_	3

2 一斉取締り

団体宿泊、ふぐ、夏季、歳末等の一斉取締り、夜間一斉監視等

	計	夜間	ホテル・団体旅館	夏季対策	歳	ふぐ取締り	生かき	食肉・ジビエ	学園祭・祭礼	区立学校等給食	施設・病院等給食保育園等社会福祉	大規模施設	イベント	違反品等流通食品 浊	緊急監視
令和2年度	2, 223	99	28	836	579	278	85	94	72	31	38	77	_	6	-
令和3年度	1, 287	6	34	477	320	66	21	38	30	31	86	119	55	4	-
令和4年度	3, 205	37	5	776	420	59	16	139	1,082	31	147	103	379	11	-
令和5年度	4, 155	122	3	603	349	115	18	95	2, 292	31	176	169	113	69	-
令和6年度	3, 513	7	2	484	323	59	-	55	2, 122	31	166	203	44	17	_

⁽注) 違反品:紅麹を含む健康食品、輸入緑豆、輸入きぬさや、輸入その他の酒類、輸入グミキャンディー、魚肉練り製品等

3 食品衛生検査

食中毒事故等の危険度の高い食品及び業種を重点に食品衛生夏季対策をはじめ、各種の一斉収去検査及び現場検査を実施した。

収去検査の結果、食品衛生法で定められた成分規格や東京都指導基準に適合しないものが発見 された場合は、販売禁止等の行政処分や改善指導等の行政措置をとっている。

(1) 現場簡易検査

ア 細菌検査…スタンプスプレッド法その他コリテップにより、食品・食器具・手指を検査対象と した。

- 1	-0								
		44				検 査 数			
		実施	⇒ 1.	上四世形	上唱#	ブドウ	黄色ブド	レデリー	腸炎
		軒数	計	大腸菌群	大腸菌	球菌	ウ球菌	ビブリオ	ビブリオ
Ī	令和2年度								
	令和3年度								
Ī	令和4年度	152	300	163	40	42	42	-	13
	令和5年度	153	153	133	ı	_	ı	-	20
ſ	令和6年度	133	133	117	-	-	-	-	16

⁽注)新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、令和2・3年度の事業中止。

イ 化学検査…試薬・試験紙・ATP 拭き取り検査法

	実施軒数	検査数
令和2年度	74	314
令和3年度	127	604
令和4年度	150	667
令和5年度	287	1, 197
令和6年度	275	1, 095
食用油脂 (酸価)	-	-
手指・器具類 (ATP)	274	1, 094
その他	1	1

(2) 収去品等の検査

ア 保健サービスセンター本郷支所実施分

		検査数		細菌検査	 	化学検査	 	表示検査
	検体数	0157 等	項目数	良	不良	適	否	衣 不 快 盆 検 体 数
令和2年度	125	114	2, 459	100	14	34	_	45
令和3年度	138	86	2, 103	91	15	32	-	38
令和4年度	249	154	3, 692	191	-	58	-	71
令和5年度	226	131	3, 363	171	_	55	-	44
令和6年度	164	118	2, 295	135	-	29	_	41
弁当・調理パン	61	60	905	60	-	1	1	24
そう菜類	21	19	319	19	_	2	-	4
菓子及び材料	32	21	442	21	_	11	_	6
めん類	8	4	146	4	1	4	ı	1
アイスクリーム類	3	3	32	3	1	1	ı	2
魚介類及び加工品	8	4	76	4	-	4	1	1
食肉類及び加工品	8	4	196	4	ı	4	1	4
漬物	_	ı	ı	-	1	1	1	1
野菜類・果物及び加工品	2	l	28	-	ı	2	l	I
豆腐	2	2	28	2	ı	I	l	I
調味料・びん詰・かん詰	_	ı	ı	-	-	1	1	ı
その他の食品	2	1	26	1	-	1	1	1
輸入食品 (再掲)	2	ı	28	1	ı	2	1	-
拭き取り	17	-	97	17	_	_	_	-

⁽注) 検査内訳抜粋 : 腸管出血性大腸菌 0157・026・0111・0103・0121・0145 の検査を実施したが、全ての検体で検出はなかった。

イ 東京都健康安全研究センター検査依頼分

	検	查数	細菌検査		化学検査検体数		
	検体数	項目数	良	不良	適	否	
令和2年度							
令和3年度							
令和4年度	-	-	-	-	-	-	
令和5年度	-	-	-	-	-	-	
令和6年度	-	-	-	_	1	_	
内訳	_	-	-	_	-	_	

⁽注) 東京都健康安全研究センターの東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会対応のため、 令和 $2 \cdot 3$ 年度の事業中止。

4 食中毒関係調査

区民からの申し出や医師から食中毒の届出を受けると、直ちに患者、原因食品、原因施設等の調査を行い、その結果に基づき、被害の拡大を防止するための措置をとっている。

また、原因施設が区外にある時は、東京都を通じて施設の調査を依頼している。同様に東京都からの依頼に基づき、区民の健康状況や区内施設の調査を実施している。

(1) 文京区食中毒発生状况

	発生月日	患者人数	/	摂食者人数	原因食品	病因物質	原因施設
令和6年度	10月15日	67	/	93	施設で調整された弁当	ノロウイルス GⅡ	飲食店

(2) 有症苦情、食中毒関連及び発生届等の調査状況

調査の結果、食中毒と断定できない有症苦情、区外で発生した事件の関連調査、感染症法に基づく発生届等調査(注)、従事者検便結果等調査(注)及びノロウイルス等集団発症調査の合計は 189 件、患者及び有症者等 333 人、施設調査 137 軒、医療機関等 36 施設であった。

	調査数	患者等人数	/	調査人数	施設調査数	医療機関等調査数
令和2年度	77	224	/	1,065	54	26
令和3年度	80	166	/	342	65	25
令和4年度	100	151	/	288	70	24
令和5年度	139	221	/	509	112	40
令和6年度	189	333	/	556	137	36
有症苦情調査	79	128	/	210	53	6
食中毒等関連調査	40	39	/	70	13	11
感染症法に基づく発生届等調査	36	30	/	55	37	17
従事者検便結果等調査	22	22	/	25	20	2
ノロウイルス等集団発症調査	12	114	/	196	14	_

⁽注) 東京都保菌者検索事業の実施に伴う事業協力含む

(3) 原因究明検査等

	計	糞 便	ふきとり	飲食物	吐 物	血 液	菌株	その他
令和2年度	209	110	56	38	2	1	2	-
令和3年度	35	13	5	11	2	Ī	Ī	4
令和4年度	64	27	19	7	İ	Ī	11	-
令和5年度	178	102	44	19	1	Ī	13	_
令和6年度	125	52	55	4	-	2	6	6
細菌	61	25	26	4	-	-	6	_
ウイルス	61	26	29	_	_	_	_	6
その他	3	1	ı	ı	ı	2	_	-

⁽注) これ以外に東京都保菌者検索事業の実施に伴う検査が5件あった。

5 苦情処理

食品関係の苦情内容は、下表のとおり59件であった(有症苦情を除く)。これらの苦情に対しては、速やかに調査を行い、適切な処置と解決に努めた。

						苦	情内容	容			苦情品検査(項目数)						数)					
						食品				衛生	管理			東京	都健康	安全	保付	建サーヒ	í.ス		保健所	11
		総数	異:	腐	異	4	#	赤	赤	# B	н.	その	の ^{かい}	研究	センタ	一等	セン	ター本組	『支所		术健別	,
		剱	異物混入	腐敗変敗	異味異臭	カビ	表示	変色	変質	施設	取扱	他	数	細菌	化学	そ の 他	細菌	化学	そ の 他	細菌	化学	そ の 他
2	令和2年度	121	14	1	5	-	1	1	1	34	34	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	令和3年度	150	34	1	4	3	10	-	1	20	20	67	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-
2	令和4年度	81	19	4	2	1	8	-	-	19	15	25	-	_	-	-	-	-	-	-	1	-
-	令和5年度	84	11	2	10	2	2	-	-	23	17	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	令和6年度	59	12	1	1	1	4	-	-	18	6	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⁽注) 苦情分類は重複していることもあるため、各分類の合計数と苦情総数は必ずしも一致しない。

6 食品衛生思想の普及啓発

食品等による事故発生の未然防止のため、食品関係事業者に対して最新情報や自主的衛生管理の手法について食品衛生実務講習会を実施した。区民に対してはイベント・講演会等を実施した。また、食品衛生に関する情報の提供及び区民への緊急にお知らせする情報等について、「区報ぶんきょう」・区ホームページへの掲載や、ポスター掲示及び窓口配布等の方法で情報提供を行った。

(1) 衛生講習会、文京お届け講座等

										1.0		10			
			合計	4月	5 月	6 月	7月	8月	9月	10	11	12	1月	2月	3 月
		/	ЦН	1/1	0)1	0)1	. /1	0 /1	3 /1	月	月	月	1 /1	2 /1	0 /1
	食品取扱	回数	1	_	_	_	_	_	_	1	-	-	_	_	_
令和	従事者	人数	25	_	_	_	_	_	_	25	_	_	_	_	_
2 年度	一般	回数	11	_	1	1	2	1	2	1	1	_	_	1	1
	消費者	人数	32	_	2	2	8	2	14	1	1	_	_	1	1
	食品取扱	回数	8	-	-	1	1	-	1	2	3	_	-	-	_
令和	従事者	人数	473	_	_	237	8	_	12	147	69	_	_	_	-
3 年度	一般	回数	6	_	_	1	1	_	1	2	_	_	_	1	_
	消費者	人数	7	-	-	1	1	-	1	3	_	-	-	1	_
	食品取扱	回数	31	2	1	4	7	1	4	4	2	1	1	2	2
令和	従事者	人数	1, 195	18	50	205	424	11	43	302	24	7	7	83	21
4 年度	一般	回数	10	_	1	1	2	1	2	1	1	_	_	1	_
	消費者	人数	38	_	2	1	5	2	13	4	10	-	_	1	_
	食品取扱	回数	29	2	2	3	5	4	2	5	1	1	1	2	1
令和	従事者	人数	1, 138	23	48	224	300	253	25	170	6	4	10	68	7
5 年度	一般	回数	22	1	1	1	3	5	5	4	1	-	-	2	-
	消費者	人数	73	1	2	2	3	16	28	9	_	İ	-	12	-
	食品取扱	回数	29	2	4	3	4	1	3	3	3	1	-	4	1
令和	従事者	人数	1,628	17	142	380	379	45	34	405	83	14	_	116	13
6年度	一般	回数	19	1	1	2	5	2	3	2	-	ı	_	3	_
	消費者	人数	81	1	2	4	25	4	16	6	_	-	_	23	_

(2) イベントでの食品衛生コーナー等での普及啓発

実施月	内容	来場者・参加者等
4月	文京つつじまつり食品衛生街頭相談	650 人
5月	感染症豆知識展、動物共生展	72 人
8月	食品の衛生を考える展示会	197 人
12 月	レッドリボン展	100 人

(3) 「区報ぶんきょう」への掲載月と記事内容及び区設掲示板等でのポスター掲示

実施月	「区報ぶんきょう」掲載内容	区設掲示板等でのポスター掲示
4月	監視指導計画の策定	
5 月		肉の食中毒予防
6月	肉の食中毒予防	肉の食中毒予防、食品衛生実務講習会
7 月	食品の衛生を考える展示会	夏の食中毒予防(食品衛生月間)
7 月	及印り削土を考える展小云	食品の衛生を考える展示会
8月	夏の食中毒予防(食品衛生月間)	
9月		秋の食中毒予防
10 月	秋の食中毒予防	
12 月	冬の食中毒予防、調理師業務従事者届出事業	冬の食中毒予防
1月	監視指導計画の意見募集、食の安全講演会	食の安全講演会
3 月	春の食中毒予防	春の食中毒予防

(4) 食の安全に関する相談

食品衛生関係営業者、消費者からの食の安全に関する相談に応じている。

	処理	!の内容	∧ ⇒1
	電話処理	窓口処理	合計
令和2年度	10, 148	6, 592	16, 740
令和3年度	9, 371	5, 294	14, 665
令和4年度	7, 648	5, 182	12, 830
令和5年度	8, 915	4, 550	13, 465
令和6年度	8, 780	4, 310	13, 090
営業許可	3, 560	3, 427	6, 987
表示	507	164	671
規格・基準	92	33	125
食中毒	1, 436	78	1, 514
残留農薬	1	-	1
輸入食品	95	49	144
添加物	58	12	70
新規開発食品	1	-	1
食用可・不可に関する相談	32	8	40
マスコミ報道に関する相談	51	10	61
その他	2, 947	529	3, 476

⁽注)「その他」の主な内容:食品衛生責任者、衛生講習会、行事開催、ふぐ認証関係、イベントでの食品取扱い、従事者検便 及び食品の検査機関、食品衛生協会に関すること 等

7 食品関係事業者による HACCP に沿った衛生管理の推進

(1) 優良施設表彰

令和6年11月6日、文京シビックセンタースカイホールにて食品衛生優良施設の区長表彰が行われ、8施設が表彰された。

(2) 食品衛生推進員活動

文京区食品衛生推進員設置要綱に基づき委嘱された 11 名の食品衛生推進員は、文京保健所の衛生講習会事業等への協力や自主管理の推進及び衛生知識の普及活動に努めている。

主な活動:食品衛生街頭相談等

(3) 食品衛生推進員活動と文京食品衛生協会との共催事業

文京保健所は、一般社団法人東京都食品衛生協会の支部(文京食品衛生協会)と共催で各種事業を行っている。食品衛生協会の自治指導員等を通じて、自主的な衛生管理に関する情報及び技術を食品関係事業者に提供した。

共催事業:自治指導員自主検査133軒、自主検便397検体、優良施設表彰10施設、優良従業員表彰6名、自治指導員講習会3回、健康教室1回

8 不利益処分

食品衛生法に基づく「文京区食品衛生不利益処分取扱要綱」により、違反者に対し営業停止、 販売禁止及び施設取扱改善命令等の不利益処分を行っている。

処分月日	業種	原因食品	処分内容	理由
10月23日	飲食店営業	施設で調製された弁当	営業停止並びに施設及び取扱改善	食中毒

9 自主回収報告

令和6年度は食品衛生法第58条第1項に基づく自主回収の着手報告及び終了報告1件、食品表示法第10条の2に基づく自主回収の着手報告7件及び終了報告5件があった。

着手報告の内訳

食品衛生法:ナチュラルチーズの期限切れ商品販売1件

食品表示法:たけのこかん・瓶詰めの賞味期限誤り1件、その他のジャム、マーマレード及び果実バターの添加物表示誤り1件、アイスミルクのアレルゲン記載漏れ1件、酪農製品の食品表示漏れ1件、フレンチフライポテトの賞味期限誤り1件、他に分類されないその他の加工魚介類のアレルゲン記載漏れ1件、その他のチルド食品の賞味期限誤り1件

10 東京都経由事務

(1) 調理師·製菓衛生師免許事務

調理師法、製菓衛生師法に基づき、東京都の委任を受けて、免許の申請受付経由事務を行っている。

	種別	計	交付	再交付	名簿訂正	訂正書換え	登録消除
令和	調理師	45	32	10	1	2	-
2 年度	製菓衛生師	5	5	-	-	-	-
令和	調理師	41	33	6	-	2	-
3年度	製菓衛生師	6	5	-	-	1	-
令和	調理師	32	25	5	1	1	-
4 年度	製菓衛生師	3	3	-	-	-	-
令和	調理師	25	19	4	1	2	-
5年度	製菓衛生師	6	5	-	1	1	-
令和	調理師	38	28	6	3	4	-
6 年度	製菓衛生師	3	2	-	_	1	_

⁽注)申請分類は重複していることもあるため、各分類の合計数と申請総数は必ずしも一致しない。

(2) ふぐ取扱所認証書交付事務

東京都ふぐの取扱い規制条例に基づき、東京都の委任を受けて、ふぐ取扱施設が認証を受ける ための認証書交付申請受付経由事務を行っている。

		計	交付	返納	書換・再交付	承継
	令和2年度	3	1	2	_	_
	令和3年度	11	3	7	1	_
ふぐ	令和4年度	14	5	8	1	-
取扱所	令和5年度	12	6	5	_	1
	令和6年度	15	6	7	1	1

11 食品の安全確保

食品に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食に対する安全・安心を確保するため、 リスクコミュニケーション事業を行うとともに、区内に流通している食品について、昨今の食を 取り巻く現状を踏まえたリスク評価としての検査等を実施している。検査については、文京保健 所保健サービスセンター本郷支所で対応できないため、厚生労働省が指定する登録検査機関に委 託している。

また、検査の結果、健康被害の発生に繋がる可能性がある場合は、製造所を管轄する保健所への情報提供等を行っている。

(1) 区民・事業者・行政間の情報及び意見交換(リスクコミュニケーション)

食の安全に関する情報提供の一環として企画展示、講演会及び動画の web 配信を実施している。

- 企画展示
 - ① 日 時:令和6年8月5日午後2時30分から午後4時30分まで、 8月6日午前10時から午後4時まで
 - ② 場 所 文京シビックセンター展示室1
 - ③ 展示内容:「食品の衛生を考える展示会」食中毒を起こす細菌やウイルスの特徴及び 食中毒予防をするために注意するべき点
 - ④ 参加人数:102名
- 講演会
 - ① 日 時:令和7年2月12日午後2時30分から午後4時まで
 - ② 場 所:シビックホール 小ホール
 - ③ 講演内容:食の安全講演会 「食品の期限について」
 - ④ 講 師:一般社団法人東京都食品衛生協会東京都食品技術研究所
 - 技術主幹 北村 隆志 氏
 - ⑤ 参加人数:81名

(2) 流通食品の検査

● 流通食品のアレルギー特定原材料検査

① 検査依頼日:令和6年11月11日

② 検査機関:公益社団法人日本食品衛生協会

③ 検査内容:区内に流通する食品12検体について、食品表示法により表示義務がある

アレルギー特定原材料の混入等に係る検査を実施した。

④ 実施結果:下表のとおり、食品12検体について検査を実施したところ、原材料に使

用表示のないアレルギー特定原材料の検出は無かった。

	検体数 -		検査項目数								
	快冲奴	計	小麦	卵	乳	そば	落花生	えび・かに	くるみ		
令和2年度	18	60	17	13	14	3	6	7			
令和3年度											
令和4年度											
令和5年度	10	33	5	6	6	3	4	4	5		
令和6年度	12	50	4	7	5	5	12	5	12		

(注) 令和3年度及び令和4年度は実施していない。なお、くるみについては、特定原材料に準ずるものから特定原材料への移行を受け、令和5年度から新たに検査項目として追加した。

● 二枚貝類のウイルス等の検査

	検体数				ウイ	ルス				リステリア・	
		ノロウイルス		A 型肝炎ウイルス		サポウイルス		アストロウイルス		モノサイトゲネス	
		陰性	陽性	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性	陽性
令和2年度	18	18	1	18	-	18	-	18	-	_	_
令和3年度	48	36	1	36	-	36	-	35	1	12	-
令和4年度	56	36	1	36	-	36	-	36	-	20	-
令和5年度	36	24	1	24		24	-	24	-	12	_
令和6年度											

(注) 令和6年度は実施していない。

第4 環境衛生

より安全で快適な生活環境の確保を目指し、様々な施設を対象に以下の事業を実施している。

- 1 理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館業、公衆浴場、墓地等の法律に基づく業種及 びプールの許可事務を行うとともに、これらの施設の衛生状態を確保するため現場における監視 指導のほか、経営者自らが衛生的維持管理の向上に取り組む自主管理推進事業を実施している。
- 2 公衆浴場、旅館業施設等の入浴施設等でのレジオネラ症発生防止を目的に、衛生監視指導、水 質検査などを実施している。
- 3 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(通称:建築物衛生法)に基づく特定建築物のうち、その延べ床面積が10,000 m以下のものについての立ち入り検査等の監視指導を行っている。
- 4 水道法に定める「専用水道」(101 人以上の居住者に給水する大規模な施設、又は飲用、炊事、 洗面等生活の用に供する水を1日最大20㎡以上給水する施設)及び「簡易専用水道」(受水槽の 有効容量が10㎡を超えるもの)の設置に対して必要に応じた指導を行うとともに、受水槽容量 10㎡以下のいわゆる「小規模貯水槽水道」に対しても、「文京区小規模貯水槽水道衛生管理指導 要綱」(平成16年8月改正)を定め、現場指導により自主管理の徹底を図っている。
- 5 いわゆるコインランドリー施設及びコインシャワー施設の衛生状態を確保するため、「文京区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱」(昭和59年5月施行)、「文京区コインシャワー営業施設の衛生指導要綱」(平成元年4月施行)を定め、適時現場における衛生管理の指導を行っている。
- 6 「文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例」(平成30年6月施行)及び「文京区旅館業の営業の適正化に関する指導要綱」(平成5年8月施行)を定め、青少年の健全育成と区民の良好な生活環境の確保を図っている。
- 7 「文京区宅地開発並びに中高層建築物の建設に関する要綱」に基づき建築確認申請時に給水施設とごみ保管施設の図面指導をした上、竣工時に完了確認検査を実施している。
- 8 住まいの生活様式の変化や新築・リフォームに起因する種々の化学物質の問題について、衛生 環境を確保するための調査及び助言・指導を行っている。
- 9 平成 26 年に都内でデング熱の国内感染が発生したことから、町会が蚊の発生源対策事業を行う際には昆虫成長抑制剤の提供を行っている。
- 10 「化製場等に関する法律」に基づき、化製場や畜舎などの許可事務を行うとともに、これらの 施設の衛生状態を確保するため現場における監視指導を行っている。
- 11 ネズミ防除対策として、ネズミ粘着シートのサンプル配布や、業者委託によるネズミ侵入口の 調査・助言を行っている。また、民家の敷地内にできたハチの巣のうち、スズメバチの巣に限り、 その危険性から業者委託による撤去を行っている。
- 12 令和4年4月よりアカデミー推進課所管であった「住宅宿泊事業」が、生活衛生課所管に変更となった。区民の生活環境の悪化を防止するため住宅宿泊事業の営業者に対して適正な運営の確保に関して監視指導を行っている。

1 環境衛生関係営業施設と監視指導

区民の日常生活に密接な関係を持つ環境衛生関係営業施設について、許可及び届出受理等の業務を行っており、施設総数は5,395施設である。また、環境衛生監視員が、これらの施設に随時立入り検査等を実施し、衛生環境の確保に努めている。

環境衛生関係施設数及び監視指導件数

				対象施設数	監視指導件数	許可確認届	廃止数
	令和2年	度		5, 457	180	62	121
	令和3年	度		5, 370	233	44	131
	令和4年	度		5, 408	321	75	119
	令和5年	度		5, 381	357	120	147
	令和6年	度		5, 395	330	156	142
	理容所		109	5	1	3	
	美容所			362	24	17	7
	クリーニン	グ所		221	16	2	7
興行場		常設		16	18	_	2
光口勿	仮設		-	1	2	3	
	旅館	・ホテル	注 1)	43	49	4	1
旅館業	()	(団体旅館)				_	-
州 印未	1	簡易宿所				_	-
		下宿		-	_	_	-
		普通		5	15	_	-
公衆浴場			個室	_	2	_	1
A/(II-///		個室	サウナ	10	19	2	2
		以外	スポーツ施設等	6	9	_	-
	温泉利用施	設		3	2	_	-
プール		許可		24	10	_	_
		届出		55	15	2	2
墓地		墓地		109	-	-	-
		納骨堂		18	-	_	-
コイ	ンオペレーションクリ		ざ業施設	69	25	1	-
	コインシャワー	営業施設		4	-	_	-
		専用水道			10	-	-
水道施設	簡易専用水道			539	10	1	26
	小規模貯水槽水道注2)				3	_	85
	特定建築物	注 3)		162	10	6	1
	化製場(畜舎等	注 2)		11	4	2	-
	住宅宿泊事業(月	是泊) ^{注 4)}		279	77	116	2

注1) 平成30年6月より旅館営業とホテル営業は、旅館・ホテル営業に統一された。

注2) 令和2年度より表内に小規模貯水槽水道と化製場(畜舎等)を加えた。

注3) 延べ床面積10,000m²未満のみ計上

注4) 令和4年度より表内に住宅宿泊事業法(民泊)を加えた。

2 一斉取締り

夜間、夏期等に一斉取締り監視、指導を実施し、施設の衛生確保に努めている。

			普通公衆		その他の公衆浴場				団体宿泊	住宅宿泊事業
	計 (件)	興行場	浴場	個室		個室以外	プール	旅館 ^{注2}	旅館	(民泊) ^{注2}
			份場	出出	サウナ	スポーツ施設等				(民祖)
令和2年度	85	14	5	2	ı	1	21(15) ^{注1}	37	5	1
令和3年度	93	15	5	3	5	4	22(15)注1	32	7	ı
令和4年度	209	14	5	6	14	8	77(51)注1	37	2	46
令和5年度	203	13	10	5	14	8	75 (49) 注1	40	2	36
令和6年度	188	16	10	2	14	9	65 (44) 注 1	41	2	29

注1) ()は、管理状況報告書提出施設

3 営業施設の理化学及び細菌学的検査

監視業務は視覚的監視指導のほか積極的に科学的検査を取り入れ、行政の高度化、科学化に 努めている。

(1) 興行場の空気検査

	検査施設数 (延)	検査時期	不適施設数	備考
令和2年度	14	夏季	-	
令和3年度	15	秋季	ı	
令和4年度	14	夏季	-	
令和5年度	13	夏季	1	
令和6年度	16	夏季	1	不適項目:炭酸ガス濃度

⁽注) 基準: 炭酸ガス濃度 0.15%以下、浮遊粉じんの量 0.2mg/m³以下、落下細菌数 30 個以下

(2) 公衆浴場の浴槽水等の検査

	区分	चे	検査施設数(延)	検査時期	不適施設数	備考	
令和	普泊	<u> </u>	5	夏季・冬季	3	不適項目:レジオネラ属菌、	
2 年度	その他の公衆浴場	サウナ	_	夏季・冬季	-		
- 1 ~	こしてい他の公外俗場	スポーツ施設等	1	夏季・冬季	-	遊離残留塩素	
令和	普让	<u> </u>	5	冬季	5	不適項目:レジオネラ属菌、	
	その他の公衆浴場	サウナ	5	-	2		
3 年度	大の他の公家俗場	スポーツ施設等	4	冬季	-	遊離残留塩素、大腸菌群数	
令和	普让	直	5	春季	4	「適項目:レジオネラ属菌、	
	その他の公衆浴場	サウナ	9	夏季・冬季	5		
4年度	ての他の公外俗物	スポーツ施設等	8	夏季・冬季	5	遊離残留塩素、KMnO4消費量	
令和	普让	<u> </u>	10	夏季・冬季	8	不適項目:レジオネラ属菌、	
	7.の仲の八曲※担	サウナ	13	夏季・冬季	13		
5 年度	その他の公衆浴場	スポーツ施設等	9	夏季・冬季	9	遊離残留塩素	
令和	普通		10	夏季・冬季	8	不適項目:レジオネラ属菌、	
	その他の公衆浴場	サウナ	14	夏季・冬季	7		
6 年度	ての他の岩条俗場	スポーツ施設等	11	夏季・冬季		遊離残留塩素	

⁽注) 基準: 濁度5度以下、レジオネラ属菌は検出されないこと、KMnO₄(過マンガン酸カリウム)消費量25 mg/ℓ以下、大腸菌群数試料1ml中1個以下、遊離残留塩素0.4mg/ℓ以上 平成26年度より基準に遊離残留塩素を加えて計上している。

注2) 令和4年度より表内に旅館と住宅宿泊事業(民泊)を加えた。

(3) プール水の検査

	区分	検査施設数	検査時期	不適施設数	備考			
令和	許可	6	夏季	1	不適項目	許可:遊離残留塩素、pH、レジオネラ属菌		
2 年度	届出	出 届出:遊離残		届出:遊離残留塩素、大腸菌				
令和	許可	7	夏季	1	不適項目	許可:游離残留塩素		
3 年度	届出	_	- ↑ ↑週頃日 計刊: ¼		小過快日	可· 近離/久田塩米		
令和	許可	8	夏季	4	不適項目	許可:レジオネラ属菌		
4 年度	届出	18	夏季	2	小過快日	町町・レンス 小ノ病困		
令和	許可	8	夏季	4	不適項目	許可:遊離残留塩素、KMnO4消費量、大腸菌、レジオネラ属菌		
5 年度	届出	18	夏季	10		届出:遊離残留塩素、大腸菌		
令和	許可	8	夏季	4	不適項目	許可:遊離残留塩素、一般細菌数、レジオネラ属菌		
6 年度	届出	13	夏季	7		届出:遊離残留塩素、濁度		

⁽注) 基準: pH5.8~8.6、濁度2度を超えないこと、KMnO4 (過マンガン酸カリウム) 消費量12 mg/ℓ以下、遊離残留塩素0.4mg/ℓ以上、 大腸菌試料100ml 中に検出されないこと、一般細菌試料1ml 中200CFU を超えないこと、レジオネラ属菌100ml 中に検出されないこと。

4 団体宿泊旅館監視

春・秋の修学旅行生が宿泊する団体旅館等の一斉監視を実施している。

	施設数 (延)	検査時期	備考				
令和2年度	5	秋季	施設内外の衛生管理状況(定員の保持 換気状況 浴室・寝具類衛生確保等)				
令和3年度	7	春季・秋季	施設内外の衛生管理状況(定員の保持 換気状況 浴室・寝具類衛生確保等)				
令和4年度	2	秋季	施設内外の衛生管理状況(定員の保持 換気状況 浴室・寝具類衛生確保等)				
令和5年度	2	秋季	施設内外の衛生管理状況(定員の保持 換気状況 浴室・寝具類衛生確保等)				
令和6年度	2	春季	施設内外の衛生管理状況(定員の保持 換気状況 浴室・寝具類衛生確保等)				

5 自主管理点検

自主点検記録票に基づく巡回指導等により施設の衛生的維持管理や器材の消毒等取扱いについて自主管理を推進している。

自主管理点検施設

	対象施設数	実施施設数						
令和2年度	270	218						
令和3年度	254	218						
令和 4 年度	228	209						
令和5年度	226	199						
令和6年度	222	190						

6 特定建築物の検査指導

建築物衛生法に基づく特定建築物とは、興行場、事務所、学校、旅館等多数の人が使用する建物であって、その延べ床面積が3,000 ㎡以上のものをいう。これらの建築確認申請時に、設計図面等により設備の審査指導を行っている。また、5,000 ㎡以下並びに、平成12 年度より東京都から移管された5,000 ㎡を超えて10,000 ㎡以下の建物について立入り、維持管理状況をチェックし衛生的環境の確保に努めている。

なお、延べ床面積が 10,000 ㎡を超える施設については、東京都のビル衛生検査班が指導を行っている。

(1) 立入検査施設数と建築確認申請時指導数

			施設数		立入検査施設数	建築確認申請時指導数		
		合計	3,000~10,000 m ²	10,000 ㎡超	10,000 ㎡以下	10,000 ㎡以下	10,000 ㎡超	
令和	12年度	255	156	99	16	1	1	
令和	3 年度	256	156	100	13	3	-	
令和	4年度	257	154	103	25	5	-	
令和	5 年度	260	157	103	18	ı	1	
令和	6年度	265	162	103	10	2	-	
	興行場	3	1	2	-	-	-	
	集会場	7	5	2	-	-	_	
	図書館	1	-	1	-	_	-	
用途	事務所	151	119	32	9	1	_	
途	学校	87	32	55	1	1	-	
	旅館	8	4	4	_	_	-	
	遊技場	4		4		ı	_	
	店舗	4	1	3	ı	ı	-	

(2) 帳簿書類の整備・設備の維持管理状況指摘件数

	立入検査	指摘施設	帳簿書類	空調管理	給水管理	排水管理	清掃等	ネズミ・昆虫等防除
令和2年度	16	10	9	1	7	-	2	3
令和3年度	13	7	1	1	3	-	1	-
令和4年度	25	22	10	4	6	2	3	5
令和5年度	18	9	5	1	8	-	-	2
令和6年度	10	6	3	1	2		2	3

7 受水槽等の給水施設の調査指導

(1) 簡易専用水道施設数・受検数及び立入検査数

簡易専用水道については、昭和54年6月以降指定検査機関による検査、平成16年4月からは登録検査機関による検査が義務づけられ、保健所は検査機関から通報のあった施設等について立入検査を行っている。

	受水槽容量 (m³)	簡易専用水道			検査機	関の検査	保健所指導施設数	
	文小僧谷里(III)	総数	受検対象施設	受検対象外施設数注	受検施設数	受検率(%)	通報施設	その他
令和	10.1~20	281	210	71	148	70	-	-
2 年度	20.1∼	298	187	111	153	82	-	-
令和	10.1~20	279	207	72	152	73	-	-
3 年度	20.1∼	294	183	111	153	84	-	-
令和	10.1~20	277	206	71	148	72	-	-
4年度	20.1∼	293	183	110	151	83	-	-
令和	10.1~20	271	198	73	144	73	-	-
5 年度	20.1∼	293	181	112	148	82	-	_
令和	10.1~20	256	186	70	151	81	1	-
6 年度	20.1∼	283	172	111	151	88	-	-

注) 建築物衛生法に基づく特定建築物に設置されている簡易専用水道

(2) 小規模貯水槽水道の実態調査並びに立入調査施設数

小規模貯水槽水道については、昭和 51 年度から令和 6 年度まで、延べ 7,088 施設の実態調査を行った。

なお、平成 16 年度から東京都水道局が、東京都給水条例に基づき、貯水槽水道に対する管理 状況調査を行っている。

	受水槽容量	施設数	延実態調査数(昭和51年度~令和6年度)	立入調査施設数
令和2年度	10m ³ 以下	3,673	7, 079	-
令和3年度	10m ³ 以下	3, 587	7, 079	-
令和4年度	10m ³ 以下	3, 512	7, 080	1
令和5年度	10m ³ 以下	3, 418	7, 085	5
令和6年度	10m ³ 以下	3, 333	7, 088	3

(3) 専用水道施設数及び立入指導数

専用水道に対しては、水道法に基づき定期的に管理状況の報告を求めるとともに、随時立入 指導を実施した。令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を 中止した。

	施設数	立入指導数
令和2年度	9	
令和3年度	9	9
令和4年度	10	8
令和5年度	10	10
令和6年度	10	10

(4) 冠水受水槽への対応

集中豪雨により受水槽への汚染事故が発生した場合は、現場調査を行い飲料水の安全確保に 万全を期している。令和6年度は集中豪雨による受水槽への被害はなかった。

8 建築指導要綱に基づく調査指導

一定規模以上の宅地開発並びに中高層建築物等の建築業者に対して給水施設・ごみ保管施設及 び雨水利用施設について、設計段階での指導と、竣工時における完了確認調査を行っている。

	受付施設数	完了確認指導数
令和2年度	34	32
令和3年度	39	31
令和4年度	41	22
令和5年度	41	39
令和6年度	22	25

9 旅館業に関する指導

旅館業を新設する場合、旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例(平成30年6月15日施行)に基づき、標識の設置・関係住民への説明会の開催及び意見申出制度による計画の調整を指導している。

	施設数
令和2年度	1
令和3年度	1
令和4年度	2
令和5年度	6
令和6年度	8

10 プール水の水質検査

プール設置者には、維持管理の一環としてプール水の水質検査が義務づけられている。このため、保健所ではプール設置者から依頼を受け、水質検査を実施している。

	検査件数	適合	不適
令和2年度	2	2	1
令和3年度	2	2	ı
令和4年度	-	-	-
令和5年度	-	-	-
令和6年度	-	-	-

11 室内環境調査

区民が健康で快適な居住環境を確保するために、状況により希望する家庭の室内環境調査を実施し、改善等必要な助言・指導を行っている。

また、室内環境調査に関係して、保健サービスセンターで行われているアレルギー相談事業に加わり、ぜんそく、アレルギー等の子どもを持つ家庭のダニ、カビ、ハウスダスト等室内環境の個別相談に応じている。令和6年度のアレルギー相談事業は、24回行った。

73 7 7 1 5 1 7 3 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								
	調査指導	調査指導の内訳(調査ポイント数)						
	施設数	温度	湿度	ダニ	畳の水分量	ホルムアルデヒド	その他	
令和2年度	5	ı	1	2	1	4	7	
令和3年度	1	1	1	1	1	1	7	
令和4年度	4	4	4	6	1	10	19	
令和5年度	1	1	1	-	-	1	6	
令和6年度	2	5	5	1	-	7	10	

12 相談・苦情処理

環境衛生及び住宅宿泊事業に関する区民等からの相談・苦情に対して調査が必要な場合は、速 やかに現場へと赴き、適切な指導を行っている。

(件数)

	飲料水	空気環境	その他
令和2年度	1	5	11
令和3年度	1	1	30
令和4年度	2	4	25
令和5年度	1	1	26
令和6年度	1	2	25

13 免許申請

(件数)

	クリーニング師
令和2年度	2
令和3年度	2
令和4年度	2
令和5年度	-
令和6年度	1

(注) 平成10年4月から理・美容師免許は、(財) 理容師美容師試験研修センターで申請受付をしている。

14 衛生講習

衛生講習会等の実施状況

	参加人数	講習会の名称	会場			
令和6年10月30日	44	第2ブロック建築物衛生管理講習会	文京シビックセンター			
令和6年10月30日	44	第2ブロック建築物衛生管理講習会	小ホール			

15 優良施設表彰

令和6年11月6日、文京シビックセンタースカイホールにて環境衛生優良施設の区長表彰が行われ、6施設が表彰された。

16 入浴施設等のレジオネラ症発生防止対策について

令和6年度は公衆浴場、旅館業施設等の入浴施設等でのレジオネラ症発生防止を目的とした事業として、衛生監視指導の実施、レジオネラ属菌水質検査の実施を行った。令和2年度から令和4年度における介護保険施設の衛生監視指導の実施・レジオネラ属菌水質検査の実施は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止した。

(1) 衛生監視指導の実施

	普通公衆浴場	その他の公衆浴場 (サウナ、スポーツ施設等)	旅館業施設	介護保険施設等	プール	計
令和2年度	5	1	42		6	54
令和3年度	5	9	39		7	60
令和4年度	5	12	37		26	80
令和5年度	5	22	33	-	26	86
令和6年度	10	23	43	_	21	97

(2) レジオネラ属菌水質検査結果

	施設等	検査施設数	検出施設数
	普通公衆浴場	5	1
	その他の公衆浴場 (サウナ、スポーツ施設等)	1	-
令和2年度	旅館業施設	6	1
	介護保険施設等		
	プール	6	-
	普通公衆浴場	5	1
	その他の公衆浴場 (サウナ、スポーツ施設等)	9	1
令和3年度	旅館業施設	6	1
	介護保険施設等		
	プール	7	1
	普通公衆浴場	5	2
	その他の公衆浴場 (サウナ、スポーツ施設等)	12	1
令和4年度	旅館業施設	3	1
	介護保険施設等		
	プール	8	1
	普通公衆浴場	5	2
	その他の公衆浴場 (サウナ、スポーツ施設等)	12	2
令和5年度	旅館業施設	3	1
	介護保険施設等	-	-
	プール	8	-
	普通公衆浴場	10	2
	その他の公衆浴場 (サウナ、スポーツ施設等)	17	2
令和6年度	旅館業施設	3	1
	介護保険施設等	-	-
	プール	8	2

17 そ族害虫の駆除

(1) ネズミ対策

ア 窓口相談

	相談総数	粘着シート (捕獲式) 配布数
令和2年度	19	14
令和3年度	26	24
令和4年度	39	40
令和5年度	45	45
令和6年度	53	51

イ 月別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3 月	計
令和2年度	3	3	21	8	5	9	12	7	9	3	7	3	90
令和3年度	8	6	6	18	4	7	22	30	24	16	15	13	169
令和4年度	11	18	13	9	11	13	23	17	15	13	10	16	169
令和5年度	6	14	12	9	18	21	23	22	16	24	12	16	193
令和6年度	10	19	21	21	12	18	24	22	16	20	12	15	210

ウ 防除訪問診断 (業者委託)

~		
	作業回数	診断件数
令和2年度	13	32
令和3年度	20	64
令和4年度	24	70
令和5年度	24	80
令和6年度	24	84

(2) 蚊対策

感染症の予防を目的とした蚊等の衛生害虫の防除は、発生源対策に重点を置いて行っている。 平成27年度より、蚊の幼虫対策として庁内各課及び町会へ昆虫成長抑制剤の提供を行う事業 を開始し、令和6年度は、庁内14,597錠と92町会へ116,700錠を配布した。

(3) 各種害虫対策

ア 害虫の駆除 (業者委託)

	実施期間 作業 取除実施 日数 日数 件数		駆除内容 スズメバチ類	使用薬剤	
令和2年度	5月8日~12月11日	51	68	68	ピレスロイド系殺虫剤
令和3年度	4月30日~11月19日	52	93	93	ピレスロイド系殺虫剤
令和4年度	4月28日~11月25日	54	110	110	ピレスロイド系殺虫剤
令和5年度	4月28日~11月17日	52	69	69	ピレスロイド系殺虫剤
令和6年度	4月30日~11月12日	51	77	77	ピレスロイド系殺虫剤

イ 相談件数

1 1000113												
	件数	吸血昆虫	刺咬昆虫	ダ ニ 類	昆細菌付着虫	接触昆虫	不快昆虫	不快動物	農林害虫	害 虫虫	木材害虫	そ の 他
令和2年度	229	72	140	1	2	4	4	1	ı	ı	1	4
令和3年度	248	45	163	6	4	ı	8	8	I	4	7	3
令和4年度	251	46	169	5	5	1	12	7	-	_	2	4
令和5年度	347	173	143	2	4	1	8	2	2	4	3	5
令和6年度	317	170	135	-	2	-	1	4	1	-	2	2

第5 動物衛生

狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、区内の動物(ペット)に関する業務を行うことで、区民の生活環境保持及び動物との共生社会実現の支援を行っている。

また、当区独自の事業として、昭和55年度より、動物の飼養指導員・犬猫の正しい飼い方普及員制度を設け、動物の正しい飼い方等に関する普及啓発活動に努めるほか、平成3年度からは、飼い主のいない猫対策として飼い主のいない猫の去勢・不妊手術事業を行っている。

1 犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病予防法に基づき、犬の登録及び狂犬病予防注射(毎年定期実施)事務を行っている。

	登録頭数	狂犬病予防注射頭数	死亡・変更届出件数	鑑札交付数 (交換・再交付含む)
令和2年度	6, 210	4, 475	592	896
令和3年度	6, 324	4,686	631	806
令和4年度	6, 568 (241)	4,658	656	448
令和5年度	6,640 (281)	4,663	582	200
令和6年度	6, 747 (334)	4, 753	632	207

^{※()}の数字は、マイクロチップでの犬の新規登録数。

2 こう傷犬

東京都動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、こう傷事故発生時の届出事務を行っている。

	こう傷犬			内訳		こう傷犬の		こう傷	指導・注意	
	総数	登録	犬	未登	録犬	不明犬	けい留の有無			指写·任息 措置命令件数
	市心女人	注射犬	未注射犬	注射犬	未注射犬	个奶人	有	無	拟百日奴	11
令和2年度	7	4	3	-	I	ı	6	1	7	-
令和3年度	8	4	4	-	-	ı	7	1	8	_
令和4年度	6	5	1	-	-	-	6	-	6	_
令和5年度	2	2	-	_	_	-	2	-	2	_
令和6年度	15	11	2	1	1	-	14	1	15	_

3 苦情受理

区民からの連絡を受け、個別に対応を行っている。

			犬							猫			
	総計	計	野犬・放し飼い	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	その他	11 1	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	その他	その他動物
令和2年度	165	127	1	98	ı	14	14	37	23	1	-	13	1
令和3年度	144	111	-	87	-	15	9	32	24	-	_	8	1
令和4年度	159	121	ı	99	ı	15	7	38	11	1	1	25	
令和5年度	137	112	-	99	-	13	-	25	20	-	-	5	-
令和6年度	139	115	-	104	-	10	1	24	13	-	_	11	_

4 失そう犬及び迷い犬

区民からの問い合わせ又は報告を受け、個別に対応を行っている。

	総計	失そう犬	迷い犬
令和2年度	5	5	-
令和3年度	7	6	1
令和4年度	6	1	5
令和5年度	2	1	1
令和6年度	1	_	1

5 犬の捕獲・収容、犬猫の引取り及び負傷動物の収容(東京都事業)

東京都動物愛護相談センターが、狂犬病予防法、動物愛護管理法及び動物愛護管理条例に基づき、危害防止及び動物愛護の観点から、犬の捕獲・収容、犬猫の引取り及び負傷動物の収容を行っている。

			引取	頭数	犬の	負傷動物				
区分	区分 取扱頭数		犬		Ħ	捕獲・収容	犬	猫	その他	
		所有者から	拾得者から	所有者から	拾得者から	佣授*収谷	人	2田	てり他	
総数	4	-	-	-	-	-	-	4	-	
生後 91 日以上	4	-	-	-	-	-	-	4	-	
生後 91 日未満	-	-	-	-	-	_	-	-	-	

[※]令和6年度版 東京都動物愛護相談センター事業概要より抜粋 (令和5年度実績)

6 動物の愛護啓発及び被害防止対策

動物愛護の思想普及と区民の快適な生活環境を保持するため、犬・猫等による生活環境の汚染及び被害防止の看板、リーフレット及びポスターの配布、区設掲示板へのポスターの掲示並びに飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費用の一部助成による猫の繁殖抑制等の事業を行っている。

- 5月に「動物との共生を考える展示会 飼い主のいない猫〜地域とまちづくり〜」を開催した。
 - 日 時 令和6年5月21日(火)~令和6年5月23日(木)
 - 場 所 文京シビックセンター1 階ギャラリーシビック (展示室 1)
 - 参加者 314名
- 9月に「動物愛護週間イベント」を開催し、動物愛護に関する啓発を行った。
 - 日 時 令和6年9月10日(火)~令和6年9月12日(木)
 - 場 所 文京シビックセンター1 階ギャラリーシビック (展示室1)
 - 参加者 507 名

7 動物の飼養指導員・犬猫の正しい飼い方普及員

区内の動物の飼養管理の適正化を図るため、相談を受け助言指導を行う「動物の飼養指導員」 11 名及び犬猫の正しい飼い方を普及啓発する「犬猫の正しい飼い方普及員」23 名を委嘱し、指 導・相談事業を行った。

8 飼い主のいない猫の去勢・不妊手術等

飼い主のいない猫の増加を防止するため、去勢・不妊手術費用の一部を助成している。 また、犬猫の正しい飼い方普及員及び動物との共生社会支援事業飼い主のいない猫協力員による協力のもと、公益社団法人東京都獣医師会文京支部に去勢・不妊手術を委託し実施している。 さらに令和4年度から、飼い主のいない猫を、新たな飼い主へ譲渡する際に必要となる処置を、

るらに令和4年度から、飼い主のいない猫を、新たな飼い主へ譲渡する際に必要となる処置を、 公益社団法人東京都獣医師会文京支部に委託し、譲渡及びこれに向けた取組を支援する事業を実施している。

	助成事	委託事業		
	申込数	実施数	実施数	
令和2年度	202	70	31	
令和3年度	203	59	31	
令和4年度	152	44	36	
令和5年度	67	14	43	
令和6年度	12	8	33	